

太田市人権教育集会所管理運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市人権教育集会所条例施行規則(平成17年教育委員会規則第37号)第3条の定めるところにより、太田市人権教育集会所管理運営委員会(以下、「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 運営委員会の位置及び名称は、次のとおりとする。

名 称	位 置
太田市台之郷4区集会所管理運営委員会	太田市台之郷町1377番地
太田市東金井集会所管理運営委員会	太田市東金井町409番地
太田市安良岡集会所管理運営委員会	太田市安良岡町395番地3
太田市中強戸集会所管理運営委員会	太田市強戸町2082番地186
太田市藤阿久椿森集会所管理運営委員会	太田市藤阿久町973番地9
太田市下原集会所管理運営委員会	太田市世良田町1269番地1
太田市小金井集会所管理運営委員会	太田市新田小金井町1418番地1
太田市村田東集会所管理運営委員会	太田市新田村田町1706番地
太田市上江田東集会所管理運営委員会	太田市新田上江田町619番地5
太田市上村田集会所管理運営委員会	太田市新田村田町1220番地
太田市藪塚本町教育集会所管理運営委員会	太田市藪塚町2395番地

(事業)

第3条 運営委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会及び講習会の開催
- (2) 各種学級講座の開設
- (3) 各種団体機関との連絡調整
- (4) 参考資料の収集及び提供
- (5) その他必要な事項

(組織等)

第4条 運営委員会は、委員30名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、太田市教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係機関職員
- (2) 学校教育関係職員
- (3) 社会教育関係団体代表者
- (4) 社会福祉関係職員
- (5) 学識経験者
- (6) 地区代表者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 この会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決定する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。